明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの運営方針等について

1) 公益性の確保

H27 年度の 残課題 センター内の目標を定期的に繰り返し周知することで職員全員に職務の重要性や、公正性、中立性を意識して活動できている。しかし、職員の入れ替わりがあるため、職員間の認識度は異なるため、地域包括支援センターの運営理念に沿った業務遂行ができるよう、定期的な職員への周知は必要。

目標

地域包括支援センターの設置目的、運営方針、センター内の目標を職員全員が理解し、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

具体的行動

- (1)「明石市地域包括支援センター運営方針」を職員に配布するとともにセンター内に掲示し、周知徹底を行う。
- (2) センター内の今年度の目標を定め、職員が同じ方向性を目指し、実践していく。
- (3) 定期的な会議を行、ケース支援や事業等の進捗状況を確認 し合い、公正・中立性の高い事業運営が行えているか、利 用者の利益を最優先に考え対応できているか等を確認す る場を設ける。
- (4) 内部研修を計画的に実施する。また、外部研修に参加する 機会を設け、職員のスキルアップを図っていく。
- (5) 29 年度に社協包括と医師会包括が統合されるため、東西の 包括で話し合いの場をもち意見交換を行いながら事業の 平準化を行う等、円滑な事業展開にむけて調整していく。 また、職員全員に進捗状況を情報共有する場を設け、一人

明石市医師会地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの運営方針等について

1) 公益性の確保

H27 年度の 残課題 運営方針にある公平性、中立性を貫き、公益性を確保していくためには、職員の意識に継続的な働きかけが必要であることから、外部講師による全体研修ご、その内容を個々の職員に深めるためにグループ研修を実施するという形をとってきた。しかし、本来の業務との均衡からみて、研修を受講することに負担がかかってきているため、実施方法を見直す必要がある。

目標

住民及び利用者の利益を最優先にしながら、地域包括支援センターの運営方針に記載されている「公益的な機関」の公益とは何かを、日ごろの業務を通して振り返るという姿勢を保ち続ける。

具体的行動

- (1) 明石市地域包括支援センターの運営方針を毎月確認する。
- (2) 市高年介護室から示される包括的支援事業等実施要領にそって各個別事業を進める。
- (3) 内部研修の実施方法を変更し、少人数によるグループワークを通して、それぞれの職員が定めた年間目標の進捗状況を確認しあうことで自己覚知を促す。
- (4) 29 年度には、日常生活支援総合事業が開始されるとともに、両地域包括支援センターの統合が控えている。地域の高齢者への影響は少なくないと思われることから、新しい制度のしくみや体制を丁寧にわかりやすく説明し、混乱のないように進めていく。

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

一人が責任を持って統合にむけて仕事に取り組めるよう にする。

2) 地域包括ケアの推進

H27 年度の

残課題

- (1)地域包括支援センターや在宅介護支援センターの周知を継続して、身近な地域で対応して力の向上に努めていく。
- (2)地域アセスメントした内容を個別事例や地域対応力の向上につなげていけるような取組が必要。
- (3) 個別事例会議において抽出した課題を地域の課題として 検討していけるような取組みが必要。

目標

地域アセスメントによる地域の分析や課題解決のための活動から、他機関との連携により地域課題や強みを整理し、多職種協働による有効な支援手法、資源等を共有、蓄積して、「住まい、医療、介護、予防、生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる支援を行う。

具体的行動

(1) 地域連携

サービスゾーン協議会、民生委員協議会、サロンへの参加や 介護教室等の開催において、地域との連携を強化し、地域ニ ーズを捉えるとともに各職種の専門性を発揮して課題解決 を図る。

(2) 地域診断の継続実施

平成25年度よりスタートした地域診断を引き続き実施。 平成28年度においては、27年度の活動及びその評価から改

明石市医師会地域包括支援センター

2) 地域包括ケアの推進

H27 年度の 残課題

- (1) 地域包括ケアシステムの構築には認知症施策は必須であり、虐待、金銭問題、困難事例などを含め、認知症施策を主眼においた地域づくりが必要である。
- (2) 地域を基盤とした、医療、介護、生活支援の連携のしくみが必要である。
- (3)1年間で後期高齢者人口が1,400人近く増えてきている中、 対応職員数は変わっておらず、対応内容も複雑化しており、 職員の負担が過重になっている。

目標

認知症施策の推進も含めた、地域生活の継続的支援において

- (1) 医療と介護のさらなる連携をめざし、関係機関間での情報 の共有と連携を図ることで、切れ目のない、適切な支援につ なげる。
- (2) 自助、互助に働きかけ、無理のない地域での見守りと地域の対応力の向上、地域の課題解決を地域とともに考える。

具体的行動

- (1) 住民の相談には、在宅介護支援センター、地域包括支援センターを問わず、懇切丁寧にワンストップで対応する。
- (2) 地域ケア個別会議の開催と、その実績の共有と蓄積から、 地域課題を整理する。
- (3) 3ヶ月毎に、行政、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、地域包括支援センターとで、四者連絡会の定期開催を行い、情報の共有と課題化の整理を行い、その課題を地域と共有、検討する。そのうち、普遍化されるものは、地域ケア推

2

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

めて活動計画を立てながら活動していく。

(3) 地域ケア会議

個別の地域ケア会議について開催数及び会議の質を上げる こと、及びそこからの地域課題の抽出や課題解決へのアプロ ーチ機能を強化する。

(4) 認知症施策

ケアパスに基づいて、推進員を中心としながら認知症に係る 他職種連携、地域連携を図るとともに、初期集中支援チーム の活性化等、28年度からの新たな取り組みを軌道にのせる。

(5) 多職種連携

ブロック会議や地域ケア会議の開催において、専門職種や他機関との連携機会を増やし、個別ケース課題のスムーズな解決や、市域課題の整理や意見提示を活性化させる。

2 包括的支援事業について

1)総合相談支援事業

H27 年度の 残課題

- (1) 認知症総合相談窓口も開設され、相談内容が複合的かつ多岐にわたっているため、対応する職員のインテーク・アセスメント能力を高める必要がある。
- (2)総合相談受付票の情報蓄積は進んでいるが、分析が不十分 で、活用できていない。一年間の情報を分析して他機関と共 有し、問題の早期発見や予防に活かす。
- (3) ケースの困難・複雑化に伴い、複数の機関で対応すること は今後も増えるのと思われるので、関係機関との情報共有・ 連携強化を図る必要がある。

明石市医師会地域包括支援センター

進会議等でさらに検討し、新たな資源開発や政策形成等に繋げる。

(4) 各地区の実情、特性に合わせた、認知症の正しい理解と対応の普及啓発の継続と施策の推進を図る。

2 包括的支援事業について

1)総合相談支援事業

H27 年度の 引き続き、ワンストップサービス対応機関として、初期相談の 残課題 入口であることの意識啓発を職員全体に行い、組織全体で面接技 術の向上を図る必要がある。

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

明石市医師会地域包括支援センター

目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活ができるよう、支援を必要とする高齢者を把握し、様々な相談を受け、適切なサービスや機関につなげるよう努める。

地域包括支援センターの認知度を高め、地域住民や関係機関から 早期に相談受付・対応ができるよう努める。

具体的行動

- (1) 相談受付対応のルールを統一し、職員のアセスメント力向 上を図るとともに、適切な機関につなげるよう、保健・福 祉サービスの情報を把握する。(チーム会での周知、研修 会参加)
- (2)総合相談受付票の情報を蓄積・分析して関係機関と共有し、 問題の早期発見や予防に活かす。(連絡会などで)
- (3) 関係機関と顔の見える関係を作り、情報共有・連携強化を図る。(連絡会、各種会議・研修会参加)

2) 権利擁護事業

H27 年度の 残課題

- (1) 行政、健康福祉事務所、基幹相談支援センターとのネット ワークを維持し、ケースワークにおける各専門領域を相互 に補完して、多角的な視点での課題解決に取り組むことが 求められており、今後も取り組みを継続する必要がある。
- (2) 対応の統一化、職員のスキルアップを図る必要がある。
- (3) 成年後見等の支援については、相談受付から受診調整や診調整及び同行、診断書の作成に係る主治医連携、候補者の受任調整等を行っており、後見支援センターと業務が重複している。今後の連携や役割分担についてすり合わせを進

目標

- (1)地域住民が安心して相談できる地域包括支援センターを目指し、ワンストップサービスの対応強化を図る。
- (2) 寄せられた相談に迅速に対応できるよう円滑な相談受付体 制の強化を図る。
- (3) 困難化、複雑化するケース支援について効果的なチームケアを目指し、ケース対応力の向上を図る。

具体的行動

昨年度より、多職種で総合相談対応力についての現状把握・課題抽出の場を設けている。今年度も引き続き3か月に一度のペースで、定期的に地域包括支援センターの受付対応状況のモニタリングを行い、その結果を全職員と共有し対応強化を図る。

2) 権利擁護事業

H27 年度の 残課題

- (1) 高齢者支援だけでなく養護者(家族)支援の必要性が高まっている。養護者(家族)に精神疾患や障害を持っている(手帳取得などにも繋がっていない)ケースや、引きこもりや未成年者が関わっているケース、DVケースなど、高齢者領域だけの視点では対応しきれないケースが増えている。様々な要因が複雑に絡み合い、結果的に高齢者の生活に影響が出ていることも多い。高齢者領域だけでなく、他領域との協働が必要となってきている。
- (2) 法的問題を抱えているケースも少なくない。現に、医師会

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

める必要がある。

(4)成年後見の調整事項及び本人との信頼関係構築に数か月を要し、さらに後見手続きに少なくても2か月を要する現状にあるが、その期間の金銭管理に課題がある。

目標

複雑困難な問題を抱えた高齢者が、地域において尊厳ある生活をすることができるよう、地域包括支援センターの専門職が相互に連携を行い、全体で対応を検討し、関係機関とチームを組み必要な支援を行う。また、住民や関係機関へ必要な情報等を周知し早期発見、早期対応を行えるような体制整備に努める。

具体的行動

(1) 事業課題についての検討、東西包括の対応の均一化

明石市医師会地域包括支援センター

地域包括支援センターの弁護士による権利擁護相談への相談ケースは多岐に渡り、一般法律相談(ゴミ屋敷、個人情報の取り扱い等)が3件、成年後見制度関連が1件、相続関連が1件、虐待関連が3件、その他(リバースモーゲージ等)が1件で計9件となっている。現在、ケースの内容(本人・家族の力など)によって繋ぎ先をその都度、選択しているが、明石市に各種存在する法律相談をどのように活用していくのかを検討していく必要がある。また、医師会独自の体制を、市域の体制として再構築する必要がある。

- (3)権利擁護台帳の活用及びケース評価をより、効果的・円滑化するため、管理・評価方法のモニタリングの必要がある。
- (4) 高齢者虐待も(1)と同様、他領域との協働が必要になってきている。迅速な対応が求められる虐待事案に対し、高齢領域だけでの対応では効率的な対応が難しくなってきているため、他領域との協働が必要。その状況を各関係機関に提案し続ける必要あり。早急な高齢者虐待対応マニュアルの完成を目指す。

目標

- (1) 各関係機関(多職種他領域)との連携体制の強化を図る。
- (2) 法的問題を抱える事案も多く、法律関係者との相談連携体制の強化を図る。
- (3)権利擁護相談の専門機関として、より専門的・効果的な支援体制の整備を図る。
- (4)複雑化・深刻化している高齢者虐待に対して、迅速かつ効果的な対応体制・防止体制を構築できるよう関係機関に働きかける。

具体的行動

(1)について

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

(東西社会福祉士連絡会 年5回予定)

- (2) 高齢者虐待対応マニュアルの作成 (高齢者虐待対応マニュアル検討会への参加)
- (3) 関係機関と情報共有に努め、ネットワークの維持、整備 (高齢者虐待防止委員会、ブロック会議、サービスゾーン協 議会等関係機関との情報共有の機会を捉え実地 関連機関との情報交換会への参加 年2回予定)
- (4) センター職員の対応の均一化 (社会福祉士会議 年10回予定)
- (5) 高齢者虐待、成年後見制度に関する啓発(民児協での啓発 各中学校区年1回予定ゾーン協議会、介護予防教室 各中学校区1回予定)
- (6) 高齢者虐待ケースについての現状共有、課題抽出 (高齢者虐待防止委員会事前打ち合わせへの参加 年3回 高齢者虐待防止委員会への参加 年3回)

明石市医師会地域包括支援センター

- ・多職種他領域との連携強化のため、各領域との意見交換の場 (高齢者虐待防止委員会の「関連機関との情報交換会」等)で 高齢領域では多職種他領域との連携がケース解決に必要不 可欠であることを提案し続ける。
- ・東部地域包括支援センターと、定期的に事例や課題を共有し、 統一的な対応及び対応技術の一層の向上を図る。

(2)について

・今まで医師会地域包括支援センターが活用してきた弁護士による権利擁護相談を、市域で活用できるネットワークへ変換する。現在の体制を市域で活用するか、または代わりになるネットワークの構築を図る。

(3)について

- ・権利擁護台帳、個別ファイル、保留台帳による効率的なケース管理を行う。
- ・毎月、各地区で個別ケースの緊急性の判断、課題共有、支援 方針の評価を行い、効果的なチームケアを目指す。事業所に て徹底できるよう、ケース管理方法のモニタリングを行う。

(4)について

- ・ケース支援、ブロック会議、在宅サービスゾーン協議会など 様々な機会を通じ、行政を含む各機関とのネットワークを整 備し連携強化を図る。特に多職種他領域の連携を重視。
- ・ 高齢者虐待の早期発見と予防の啓発のためにリーフレット 等を使い、地域や関係機関に積極的に広報する。
- ・ 各サービス事業所との連携を強化し、虐待発見時や緊急時 等積極的に関わり、迅速な対応・予防を目指す。
- ・ 明石市における高齢者虐待の現状を地区の三職種で分析し、

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

明石市医師会地域包括支援センター

3) 介護予防ケアマネジメント事業

H27 年度の 残課題 終了の判断に外出頻度等も追加することで、以前より終了件数は増えている。終了後の受け皿が増えることで、よりスムーズな引継ぎができるため、今後も継続して社会資源の把握を行う必要がある。

目標

要介護要支援認定を受けていないが、その恐れのある高齢者を 対象に課題分析などを行い、生活機能向上に対する意欲を高め、 心身機能の強化を図り、活動的で生き甲斐ある生活を送れるよう に支援する。

具体的行動

- (1)自立支援型ケアマネジメント会議の実施 日常生活支援総合事業への移行を見据えて、事業利用者の今 後の方向性について多職種で検討する。
- (2) 社会資源の把握

チーム会や地域アセスメントなどで、今後も継続して受け皿

傾向や課題の抽出・共通認識を図り、それを市域で共有する。

・ 高年介護室と協働し、高齢者虐待対応マニュアルの完成を目指す。

3) 介護予防ケアマネジメント事業

H27 年度の 残課題 (1) 二次予防事業からの移行先がなく一次予防事業を紹介して も利用に繋がらない。

地域支援事業の開始に向けて、個別ニーズに対応できる受け
皿を増やすとともに適切に紹介する必要がある。

(2) ハイリスク者(認知症の初期の方、疾患により日内変動のある方、進行性難病を抱える方)を地域の受け皿が少ない中でどう支援していくかなど、今後総合支援事業開始に向けた二次予防事業利用者の繋ぎ先の検討が必要である。

目標

その人らしく、地域生活を続けられるために、

- (1) 高齢者自身が社会参加しながら、介護予防に向けた取り組みができるように働きかけを行うとともに、閉じこもりや何らかの支援が必要な方をキャッチし、社会参加をする機会を作ることで、ハイリスク者へのアプローチを早期から実施する。
- (2) 地域の実情に合わせた介護予防の仕組み作りや、啓発活動 を市と連携しながら行う。

具体的行動

(1)

- ① サロンや高年クラブなどの地域で実施している活動を分かりやすく紹介するなど、一次予防に繋がりやすいよう社会 資源の把握に努め、情報提供の仕方を工夫する。
- ② 介護予防の意識を高め、ご自身でも日常生活の中で運動に

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

になる社会資源の把握に努める。

(3) 医療職連絡会の開催

毎月連絡会を開催し情報共有と支援方法について検討を行う。

4)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

H27 年度の 残課題

- (1) 複合多問題を抱えるケースが増加しており、より質の高いケアマネジメントが求められている。介護支援専門員からの積極的な地域ケア会議が開催されよう支援者支援等を通して啓発・推進を継続していく必要あり。
- (2) 医療と介護と主とする多職種連携において、利用者の有益のための円滑な連携強化を実現するため、介護支援専門員の視点だけではなく、他職種団体等と相談協力を求め、他職種の視点も確認しながら、連携体制づくりを展開していく。
- (3) 地域包括支援センターと特定事業所加算の主任介護支援専門員・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員・介護支援専門員という専門職種間における円滑な連携体制構築にむけ、介護支援専門員支援に関わる三者連絡会等で協議、取り組みを継続する。

目標

多様な生活課題を抱えている高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送り続けられるよう、地域包括ケアの推進を図る。

介護支援専門員が中心となって、包括的・継続的ケアマネジ

明石市医師会地域包括支援センター

取り組めるよう、効果的な面談を行い、自立支援に向けた介 護予防ケアプランを作成する。

(2)

- ① 市(高年介護室・健康推進課)及び東西地域包括支援センターで実施している合同会議で、地域課題を伝え、地域の実情に合わせた介護予防の場が効果的に広まるよう、情報提供などの協力をしていく。
- 4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

H27 年度の 残課題

- (1) 医療連携の一環で主治医報告書の普及啓発に努めてきた が、今後も報告書の活用状況を踏まえて連携のツールにでき るよう働きかける。
- (2) 個別ケースの地域ケア会議が効果的に開催できるよう、特定事業所加算算定事業所との連携を強化し推進を図る。

目標

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護支援専門員と医療機関や介護保険施設等の関係機関、地域のインフォーマルサポートなどが互いに連携体制を強化できるよう後方支援する、地域包括ケアの構築を目指す。また、

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

メントを実践できるよう、直接的に市内の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員を支援することに加え、環境面を整備する間接的な支援を実施する。

具体的行動

- (1) 介護支援専門員支援の全体把握と協働検討会議
- ・包括的・継続的ケアマネジメント合同会議 (月 1 回/必要時)
 - ・明石市内、介護支援専門員支援に関わる三者連絡会 (3カ月に1回)
- (2) 医療と介護を中心とした多職種連携体制構築支援
- ・包括的・継続的ケアマネジメント基礎研修会開催 (多職種連携 年1回)
- (3) 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援
- ・ケアマネ・スマイル・ネットワーク開催(介護支援専門員同士の交流会)
- (4) 介護支援専門員等の実践力向上支援
- ・包括的・継続的ケアマネジメント基礎研修会開催(年1回)
- ・居宅介護支援事業所等への巡回訪問
- ・ほうかつ便り発行 (随時)
- ・地域包括支援センターからのお知らせ送信(情報提供 随時)
- (5) 個々の介護支援専門員へのサポート
- ・個別ケース等の支援
- ・地域ケア会議等の参加、開催
- ・地域包括支援センターの相談窓口体制強化
- (6) 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携体制 構築
- ・特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所に所属す

明石市医師会地域包括支援センター

介護支援専門員のケアマネジメント実践力向上のための支援を 行う。

具体的行動

- (1) 介護支援専門員のケアマネジメント実践力の向上
 - ① 介護支援専門員の相談窓口 個々の介護支援専門員が抱える相談内容をもとに、課題を 系統別に整理し、地域包括支援センター としての支援体制 を強化する。
 - ② 指定居宅介護支援事業所等の訪問 ア 新規事業所を訪問し、より良い関係づくりを図る。 イ 特定事業所加算算定事業所とのより良い連携を図る。
 - ③ 介護支援専門員の専門性向上を目指した研修会の開催 基礎研修・・・・ケアマネジメント業務に携わる介護支 援専門員などを対象に、明石市の保健医 療福祉に関する諸制度に関する研修を 実施する。(年1回地域連携推進事業と 連携)

実践力向上研修・・地域包括ケアの推進に向け介護支援専 門員に必要と考えられる能力の習得を 支援する。

- ④ ケアマネジメント実践力向上に関する情報の提供 "ほうかつだより"の発行と、FAXでのお知らせの配信
- (2) 地域の介護支援専門医と医療を中心とした関係機関との連 携強化
- ① 他職種との合同研修会開催(年1回)

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

る主任介護支援専門員との連携と協働への取り組みについ て検討

- ・居宅介護支援事業所における特定事業所加算算定の有無 と主任介護支援専門員のリストを概ね6ヶ月ごとに更新
- (7) 施設介護支援専門員の支援について検討

明石市医師会地域包括支援センター

医療機関や在宅介護支援センター職員と居宅介護支援事業 所や介護保険施設の介護支援専門員と合同による研修を開催し、顔の見える関係づくりを促進する。

- ② 兵庫県介護支援専門員協会明石支部や明石市介護サービス 事業者連絡会居宅介護支援事業所部会との合同会議(定期) や介護支援専門員交流会開催(適宜)
- ③ 居宅介護支援事業所や介護保険施設の介護支援専門員が、利用者に対してよりよいケアマネジメトを行えるように、介護支援専門員への支援団体と業務内容の情報共有や、各団体による後方支援のあり方を検討する。また、医師会の参画を得て、ケアマネジメントを行う際に必要な主治医との連携がよりスムーズに行えるように支援する。
- (3) 地域ケア会議の普及・定着

自立に資するケアマネジメント実践を推進するため、多職種 協働で実施される「地域ケア会議」の普及・ 定着を図る。

(4) 居宅介護支援事業所所属の主任介護支援専門員との連携強 化

市内の居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門 員の実態把握を行い、地域全体のケアマネジメントの質の向 上が図れるよう環境整備を進める。また特定事業者加算を算 定する事業所には、支援困難ケースへの積極的な対応をはじ め、その役割、機能が充分に発揮されるよう後方支援の在り 方を協議する。

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

5) 認知症総合支援事業

現状の課題

- (1) 認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメ イトの養成が追い付いておらず、講師の確保が難しい状況。 介護施設職員、介護支援専門員、ふれあい相談員、健康ソ ムリエ等がキャラバンメイトになっているが、講座開催を 主導することへの負担感や基本ボランティアでの対応のた め業務との両立が難しく、在宅介護・地域包括支援センタ 一の職員による開催に偏っている。
 - (2) 認知症カフェなど認知症当事者やその家族の居場所・交 流の場の創設については、地域住民の関心や自治会、高年 クラブ、ボランティア等の地域組織の様相や関係性の把握 等から行い地域に対する理解から深める必要がある。
 - (3) 認知症に関する早期受診、医療と介護の連携強化、かか りつけ医、身近な医療機関と専門医療機関との連携強化等 について継続して検討が必要。

目標

認知症になっても本人の意思が尊重され住み慣れた地域で生活 を継続するために、介護・医療や生活支援サービスなどの有機的 なネットワークを形成し認知症の人への効果的な支援などを構 築する。またこの実現のため地域の実情に応じた新たな認知症に 関する取組を積極的に推進し、認知症が疑われる症状が発症した 時から生活に支障が生じるターミナル期に至る中で、その人の進

明石市医師会地域包括支援センター

5) 認知症総合支援事業

- 現状の課題 (1)認知症の容熊に応じた医療や社会資源、福祉サービスに適 切なタイミングでつながっていない。地域の情報を整理し て、誰が見てもわかりやすく提示して、認知症になっても安 心して暮らせることを周知する必要がある。
 - (2) 認知症に対する偏見があるために、当事者は症状の受け入 れが困難となり受診が遅れる。正しい理解の無い周囲の対応 に、本人が混乱し、行動心理症状が出現する。地域の認知症 の正しい理解をさらに啓発する必要がある。
 - (3) 地域での活動やつながりを持つことで、認知症予防(発症 予防、進行予防、重症化予防)につながる。 地域でも各事業所や既存の活動の中で、予防につながる活動 を始められているところもある。高齢者の地域活動に関して 新しい情報を把握する必要がある。また地域での高齢者の居 場所や役割を把握し、地域のネットワーク強化を働きかける 必要がある。
 - (4) 認知症の方が適時適切な医療・介護に繋がっていないケー スがある。
 - (5) 若年性認知症の実態が把握できていない。

認知症の方が地域の中で安心して生活するために、

- (1) 地域の社会資源と医療・介護のネットワークを強化する。
- (2) 認知症に対する正しい知識や理解が進むための働きかけを 行う。
- (3) 認知症の本人・家族のニーズを把握し、認知症高齢者の在 宅生活の継続を支援する。

11

目標

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような、医療・介護サー ビスが提供されるか(受けることができるのか)を地域住民や関 係機関が理解できる認知症ケアパスの作成普及を目標とする。

具体的行動

(1) 認知症のついての相談受付

認知症総合相談窓口での対応等を継続、総合相談窓口として 受け付ける認知症に関する相談への対応の継続

(2) センター職員の対応の均一化

認知症総合相談受付票・アセスメントシート・連携対応のフ ローチャート、対応 Q&A、認知症医療情報や社会資源の資料 の職員への周知

(3) 認知症の周知、理解促進

認知症ケアパスの作成配布、認知症啓発推進啓発月間の取組 みへの参加、認知症サポーター養成講座の開催、認知症キャ ラバンメイト養成講座を受講し、サポーター養成に対応でき る職員の養成、キャラバンメイト意見交換会への参加

- (4) 認知症支援に係る他職種連携の推進 ブロック会議、ゾーン協議会等既存のネットワーク構築の地 域ケア会議との連携や参加、明石市認知症医療に関する連絡 会への参加
- (5) 認知症当事者やその家族の居場所づくり 認知症地域支援推進員2名の配置、主体的に行われる地域活 動や社会貢献活動に積極的に関与し、ネットワークを形成す る中で認知症のサテライト相談や認知症カフェ化に向けて 地域住民の意向を聞きながら検討
- (6) 早期発見・早期対応 認知症初期集中支援チームでの活動、チーム員会議への参加

明石市医師会地域包括支援センター

- (4) 認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護の提供につな げる。
- (5) 若年性認知症の実態把握を行う。

- 具体的行動 (1)について 標準的なケアパスの作成・普及
 - ① 認知症の人が、地域の様々なサービスや社会資源を活用で きるよう、市や関係機関と協働して認知症ケアパスを作成す
 - ② 作成されたケアパスが、地域の関係機関で有効に活用され るよう周知を行う。
 - (2)について 認知症サポーター養成講座の実施
 - ① 事務局(高年介護室)、キャラバンメイトのグループリーダ ーと連携し、積極的かつ計画的に認知症サポーター養成講座 を実施する。
 - ② 地域包括支援センター内のキャラバンメイトが偏りなく講 師の活動を行う。
 - ③ 各地区のキャラバンメイトのグループの運営状況をモニタ リングし、講師活動について必要な支援を行う。
 - (3)について 認知症の本人、家族の情報交換の場の整備
 - ①「あった会」、認知症カフェ、コミュニティーカフェなどに 参加し、認知症の本人の社会参加や認知症家族同士の交流が 促進されるような働きかけを行う。
 - ② 既存の地域活動に参加して、認知症予防(発症・進行・重 症化の予防)に向けて働きかけを行う。
 - (4)について 認知症初期集中支援チームの取り組み
 - ① 市の施策に添って、認知症初期集中支援チームにおけるチ ーム員として活動を行う。

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

(1)~(6)について概ね2~3か月に一回の高年介護室、健康推進課、社会福祉協議会、システム事務局、東西包括等の参加する認知症施策を推進する会、1~2か月に一回の認知症地域支援推進員打ち合わせへ参加し推進していく

明石市医師会地域包括支援センター

- (5)について 若年性認知症の方への対応
- ① 市の担当課、ケアマネジャーと連携し、市内の若年性認知 症の方の人数や生活状況を把握する。
- ② 若年性認知症の方の困り事、ニーズを把握する。
- 6) 地域連携推進事業(※医師会のみ)

H27 年度の 残課題 四者会議において合意した「専門職が把握した地域課題」を携えて住民主導の会議に参画し、住民の困りごとや考えについて情報収集し、専門職が考える地域課題との関連付けを行いながら、その地区の課題を共有し、地域住民とその課題解決に向けて協議・協働する。

市域的に取り組みを検討する内容として、システム協議会で以下の3点の報告があった。これらの推進に向け、他事業の把握や事業間の関連性を意識し当事業を実施する。

- (1)地域ケア会議への参加者(主に地域住民)に対する個人情報の取扱いについて
- (2) 認知症サポーター養成事業の拡充、認知症ケアの流れ確立
- (3) 地域包括ケアの普及啓発

目標

だれもが「地域で最期まで」を選択できるよう、地域包括ケア (「可能な限り住み慣れた地域での解決を目指す」)の推進を支援 する。

- (1) 地域自立生活支援(「くらしていく」の支援)の推進
- (2) 地域の見守り作り(「助けてと言える」「気になる」)の推進
- (3) 明石市要援護者地域包括ケアシステム(以下「システム」) 諸会議における協議内容の整理と循環の充実

具体的行動

(1) 地域自立生活支援(「くらしていく」の支援)の推進

平成 28 年度明石市地域包括支援センター運営事業計画				
明石市社会福祉協議会地域包括支援センター	明石			

明石市医師会地域包括支援センター

- ① 地域自立生活支援につながるインフォーマル資源を中心とした社会資源の把握と普及啓発
- ② 地域包括ケアの目指す姿とそのプロセスをシステム関係機関で共通理解する。
- (2) 地域の見守り作り(「助けてと言える」「気になる」)の推進
 - ① "見守りれんらくばん" の普及啓発
 - ② 徘徊・見守りSOSネットワーク普及啓発
 - ③ 住民による地域福祉活動の支援(課題化)の普及
 - ④ 高齢者虐待の予防及び早期発見、通報の促進
- (3) 上記 (1)・(2) を推進するために、システム諸会議における協議内容の整理と循環の充実を図る
 - ① 地域包括支援センターにおける課題化会議開催の支援
 - ② 在宅介護支援センターにおける課題化会議開催の支援
 - ③ 各中学校区における四者会議(課題化等戦略会議)開催の 後方支援
 - ④ ブロックリーダー連絡会における課題化の支援と、専門部会等の協議内容が広く地域へ伝わるよう情報の循環を働きかける。
 - ⑤ ブロック会議の平準化に向けた企画運営の支援
 - ⑥ 高齢者虐待防止委員会事前打合せ会議(「課題検討ワーキング」)において、市域の優先すべき課題の整理と、解決に向けた取組みについて事前に調整し、効果的な高齢者虐待防止活動につなげる。
 - ⑦ 他機関多職種連携の充実に向け、高齢、障害、児童、DV 等 関連領域との情報交換会を継続開催する。

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

明石市医師会地域包括支援センター

3 指定介護予防支援事業について

H27 年度の

残課題

新規、更新プランの未提出率は改善されており、終了書類の提出も早くなっている。プラン提出状況は改善しているが、毎回決まった事業所からスムーズに提出されない現状もある。そのため、今後も期限内に提出されるよう指導しなければならない。

目標

利用者が可能な限り住み慣れた地域において、心身の状況や有する能力、環境等に応じて自立した生活ができるよう支援する。そのためには本人像をしっかり捉えアセスメントを行い、本人や家族の意思を尊重した実現可能な目標やサービス提供を他職種によるチームで支援していく。また定期的なモニタリングによる状況把握に努め、適宜目標やサービス内容について修正を行いながら、自立に向けたケアマネジメントを行う。

具体的行動

(センター内部)

- (1) ケアマネジメント実践力向上のため、積極的に外部研修への参加を行い、研修内容について全職員に報告を行い共有する。また内部への勉強会や事例検討会は引き続き継続する。
- (2) 苦情相談への対応は速やかに行い、その経緯や苦情内容、 対応方法について振り返りを行う。また、接遇等の研修を行 い、苦情が減るようにする。
- (3) 困難なケースに遭遇した場合は、一人で抱え込むことなく 管理者や地区担当者に相談し、三職種のチームで対応する。 また、その振り返りを行い地区担当者だけでなく、ブロック 単位で検討及び共有を行う。
- (4) 支援終了ケースは、センター内のマニュアルに従い、個別

3 指定介護予防支援事業について

H27 年度の 残課題

- (1)保留ケースの要支援認定有効期限前に、適切な時期の要支援・要介護認定申請についての説明を含め、ケースの意向や現状を確認し対応する。
- (2) 一部委託対応において、センター担当者変更時等の利用者 の生活状況等の共有が十分できていない。

目標

今年度末の閉所に伴う不利益や日常生活支援総合事業への移行 に伴う混乱がなく、要支援状態の悪化防止や要介護状態となるこ との予防等、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送り 続けられるよう支援する。

具体的行動

(センター内部)

- (1)業務手順等に沿った業務が遂行できるよう、全担当者に年 度初めに業務手順等を周知する。
- (2) 苦情相談は、対応とともに、苦情に至った経過を担当者と 振り返りシートを用いて振り返る。また、相談内容や要因お よび改善策等について全担当者で共有する。
- (3) 支援の過程で困難性があると担当者が判断した場合は、地域包括支援センター内相談経路に沿い、管理者に報告相談し、権利擁護等の対応が必要な場合は包括的支援事業担当者につなぐ。
- (4) ケアマネジメント実践力向上のため、研修参加やプラン専 任者の事例検討会を定期開催する。

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター

の資料や記録の整理・廃棄を行う。処理が後回しになっている担当者には声をかけ、速やかに処理が行われるよう促す。

(5) 日常生活支援総合事業等の情報収集を随時行い、センター 内で勉強会を設けるなどし、職員全体で共有する。また、27 年度作成した地域資源マップから地域資源の傾向等の分析 や地域におけるインフォーマルサービスを把握する。

(一部委託)

- (1)支援の過程で一部委託事業所担当者が困難性を感じる場合 等は、地域包括支援センター担当者が相談を受け、必要時に 包括的支援事業担当者につなぐ。
- (2) 委託業務が円滑にすすめられるよう、一部委託業務の流れ や一部委託留意事項を包括間で見直し、説明会を年度初めに 市内2つの地域包括支援センター合同で開催する。
- (3) 公平性・中立性の観点でのサービス提供について、研修会や説明会等において、ケアマネジャーへの周知を行う。
- (4) 一部委託事業所のケアマネジメント実践力の向上のため に、研修会を市内2つの地域包括支援センター合同で開催す る。
- (5) 初回プラン(毎月)、更新・終了プラン(年2回)の提出 状況を確認し、未提出の場合は速やかに提出するよう依頼す る。

明石市医師会地域包括支援センター

- (5) 支援保留や終了について、地域包括支援センターの基準に 沿い、個別の資料や記録の整理・廃棄をする。
- (6)支援保留ケースの要支援認定終了前の生活状況等を把握し 対応する。

(一部委託)

- (7) 一部委託業務の流れに沿い、地域包括支援センターの担当者(以下「センター担当者」)が契約訪問時に一部委託先の担当者(以下、「委託先担当者」)と同行し、アセスメント内容や支援の方向性等を共有する。
- (8) 委託先担当者からケアプランが提出された時は、センター担当者から委託先担当者に利用者の状況を確認する。
- (9) 支援の過程で委託先担当者が困難性を感じる場合等は、センター担当者が相談を受け、必要時包括的支援事業担当者につなぐ。
- (10) 平準的な対応ができるよう、地域包括支援センター内で対応マニュアルを周知する。
- (11) 委託業務が円滑にすすめられるよう、一部委託業務の流れ や一部委託留意事項を地域包括支援センター間で見直し、説 明会を年度初めに合同で開催する。
- (12) 一部委託事業所のケアマネジメント実践力の向上ために、 研修会を地域包括支援センター合同で開催する。

≪閉所に向けて≫

- (1)業務の引き継ぎが円滑に行えるように、想定される課題等を抽出する。
- (2) 抽出された課題をセンター内部で対応可能なことと、社会福祉協議会と協議をすすめることに分ける。

明石市社会福祉協議会地域包括支援センター	明石市医師会地域包括支援センター
	(3) センター内部で対応可能な課題は、センター内で対応を進
	める。
	(4) 社会福祉協議会と協議をすすめる課題は、年度末までのス
	ケジュール等を含めて協議する。
	(5) 決定した内容は、センター内・一部委託事業所に周知しス
	ケジュールに沿って対応する。
	 ≪平成29年度日常生活支援総合事業開始に向けて≫ (1) 契約しているケースのうち、事業に移行するケースを把握する。 (2) 事業開始に向けて、事業内容やスケジュールをセンター内・一部委託事業所に周知し、ケースへの丁寧な説明をする。

平成28年度地域包括支援センター歳入歳出予算

	科目	社会福祉協議会	医師会	備考
歳入	受託金	155,928,000	160,772,000	明石市からの受託金
	介護保険収入	106,500,000	102,417,000	要支援1・2の介護予防支援給付金
	その他収入	73,000	34,724,000	
	合計	262,501,000	297,913,000	
歳出	人件費	156,327,000	173,691,000	給料•退職金•法定福利金
	委託料 在宅介護支援センター	27,576,000	32,172,000	総合相談業務の一部委託
	委託料 介護予防支援一部委託	47,615,000	50,184,000	
	返還金	0	0	高齢者緊急対応経費にかかる返還金
	積立預金	4,080,000	6,728,000	退職金、減価償却等積立
	その他事業	26,903,000	25,966,000	
	合計	262,501,000	288,741,000	